

議会改革等特別委員会の設置に関する決議

下記のとおり議会改革等特別委員会を設置する。

記

- 1 名 称 議会改革等特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
- 3 目 的 市民に開かれた議会を目指し議会改革等に関する
こと、また議員として人格と倫理の向上に努めるた
め調査・研究を行う
- 4 委員の定数 18人
必要に応じて委員会内に作業部会の設置を行う
- 5 調査の期間 本委員会は、議会の閉会中もなお調査・研究できる
ものとし、議会が調査終了を議決するまで継続して
調査・研究を行うものとする。